

令和 8 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引

【砥 部 町】

平素から、町税につきましては格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
固定資産税は土地や家屋のほかに償却資産についても課税の対象となっています。
償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在の砥部町内に所在する償却資産を申告していただくことになっております。
この手引きを参考に、同封の申告書に所定事項をご記入の上、下記までご提出ください。
※申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

申告期限

令和 8 年 2 月 2 日（月）

※申告期限が近づくと大変混み合いますので、1 月 20 日（火）までの提出にご協力ください。

申告手続きは エルタックス eLTAX（電子申請）が便利です！

償却資産について、エルタックス eLTAXを通じてインターネットを利用した電子申告を行うことができます。

特徴

- ① 自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告手続きを行うことができます。
- ② 電子申告の専用ソフト「PCdesk」（無料）をダウンロードするだけで、スムーズに申告書が作成できます。

電子申告の申告データ等の作成に係る具体的な操作方法等は下記をご覧ください
eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

《提出及び問合せ先》
砥部町役場 税務課 固定資産税係
〒791-2195 伊予郡砥部町宮内 1392 番地
電話 089-962-2061



※砥部町イメージキャラクター「とべっち」

【目 次】

I 償却資産とは	．．．．．	1 ～	3 ページ
II 償却資産の申告について	．．．．．	4 ～	11 ページ
III 償却資産の評価額の計算方法から納税まで	．．．．．	12 ～	13 ページ

I 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含まず。）をいいます。（地方税法第 341 条第 1 項第 4 号）

償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 31 日までに 1 月 1 日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

1. 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
第 1 種	構築物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等
		建物附属設備 1：建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2：テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）
第 2 種	機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、駐車場機械装置等
第 3 種	船 舶	遊覧船、ボート等
第 4 種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第 5 種	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09 及び 000～099」「9」「90～99 及び 900～999」となっています。）、台車等（自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。）農耕作業用自動車については、最高速度が毎時 35 km 以上のもの
第 6 種	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パーソナルコンピュータ、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器、医療機器、理容・美容機器等

2. 申告する資産とは

令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産のうち、次の（１）（２）の要件を満たすものです。

（１）土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（地方税法第341条第1項第4号）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ・建設仮勘定で経理されている資産（完成部分のみ）
- ・決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ・簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ・償却済資産（減価償却が終わった資産）
- ・遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ・未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ・借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ・取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

（２）耐用年数が1年以上で取得価額（1個又は1組当たり）が10万円（取得時期により20万円）以上の資産

〈参考〉少額の減価償却資産の取扱いについて

固定資産税（償却資産）において申告対象とならない、「少額資産」について

- ① 取得価格10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価格20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの。ただし、租税特別措置法を適用して損金算入した資産は、償却資産の対象となります。
- ③ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のもの。

	取 得 価 格			
取 得 方 法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
① 一時に損金算入	申告対象外			
② 3 年一括償却	申告対象外			
③ リース資産	申告対象外		申 告 対 象	
④ 中小企業特例		申 告 対 象		
⑤ 個別減価償却	申 告 対 象			

申告対象となるもの

- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却をしている資産

3. 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。() 内の数字は、各資産の耐用年数です。

業 種	主な償却資産の内容
共 通	タイムレコーダー (5)、事務机 (15)、事務椅子 (15)、応接セット (8)、ロッカー (15)、キャビネット (15)、金庫 (20)、レジスター (5)、コピー機 (5)、ルームエアコン (6)、パーソナルコンピュータ (4)、サーバー (5)、LAN配線 (10)、看板 (10)、受変電設備 (15)、舗装路面 (10 又は 15)、その他
飲食業	食卓 (5)、椅子 (5)、厨房用品 (5)、カラオケ (5)、冷蔵庫 (6)、その他
理・美容業	理・美容椅子 (5)、消毒殺菌器 (5)、タオル蒸器 (5)、パーマ器 (5)、サインポール (3)、湯沸かし器 (6)、その他
クリーニング業	洗濯機 (13)、脱水機 (13)、ドライ機 (13)、プレス (13)、給排水設備 (15)、その他
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機 (9)、肉切断機 (9)、挽肉機 (9)、電子秤 (5)、冷蔵ストッカー (4)、陳列ケース (6 又は 8)、冷蔵庫 (6)、自動販売機 (5)、その他
加工・修理業	旋盤 (10)、ボール盤 (10)、フライス盤 (10)、プレス (10 又は 15)、圧縮機 (10 又は 15)、測定工具 (5)、検査工具 (5)、工業用水道 (15)、その他
医 (歯) 業	レントゲン機器 (6)、調剤機器 (6)、ファイバースコープ (6)、消毒殺菌用機器 (4)、手術機器 (5)、歯科診療ユニット (7)、その他
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分 (10)、金属造の塀 (10)、コンクリート造の塀 (15)、緑化施設 (植木等) (20)、太陽光発電設備 (17)、その他

詳しい耐用年数については国税庁のホームページをご確認ください。

Ⅱ 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産を所有している方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

◎所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。

◎償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、代表者を決めて申告してください。

2. リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

3. 提出していただく書類

前年中に資産の増加や減少があった方	・ 償却資産申告書 ・ 種別明細書（増加・全資産用）緑色 ・ 種別明細書（減少資産用）赤色
前年中に資産の増加や減少がなかった方	・ 償却資産申告書 ※「18 備考（添付書類等）」欄に「資産増減なし」とご記入ください
初めて申告する方	・ 償却資産申告書 ・ 種別明細書（増加・全資産用）緑色
事業廃止、解散等された方	・ 償却資産申告書 ※「18 備考（添付書類等）」欄にその旨ご記入ください
電算処理により全資産申告する方	・ 償却資産申告書 ・ 1月1日現在の全資産の種別別明細書 ※前年度と変更がない場合でも、評価額、課税標準額等を記載してください

・ 課税標準の特例がある資産を所有されている方は事実を証明する書類（P.7 参照）

※eLTAX を利用した電子申告もご利用いただけます。利用方法等の詳細は、
eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.go.jp/>）をご参照ください。

4. 個人番号（マイナンバー）・法人番号について

個人の方は 12 桁の個人番号を、法人にあっては 13 桁の法人番号を償却資産申告書の「3 個人番号又は法人番号」欄に記入してください。

《本人（個人事業主）が提出する場合の本人確認書類》

① 個人番号確認	② 身元確認
【いずれか 1 点】 ・ マイナンバーカード（裏面） ・ 住民票（マイナンバー記載のもの） ・ 通知カード	【いずれか 1 点】 ・ マイナンバーカード（表面） ・ 運転免許書 ・ パスポート ※健康保険証や年金手帳等の顔写真のない 身分証明書の場合は 2 点

《代理人が提出する場合の本人確認書類》

① 個人番号確認	② 身元確認	③ 代理権確認書類
【いずれか 1 点】 ・ 本人のマイナンバーカード（裏面） ・ 本人の住民票（マイナンバー記載のもの） ・ 本人の通知カード	【いずれか 1 点】 ・ 代理人のマイナンバーカード（表面） ・ 代理人の運転免許書 ・ 代理人のパスポート ・ 代理人の税理士証票	【いずれか 1 点】 ・ 税務代理権限証書 ・ 委任状 （任意の様式で可）

窓口での提出の際には、上記書類の提示を、郵送での提出の際にはその写しの提出をお願いします。

電子申告により申告する場合は、電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認は不要です。

5. 提出期限

令和 8 年 2 月 2 日（月）です。

期限間近は混雑しますので、1 月 20 日（火）までの提出にご協力ください。

6. 提出先

砥部町役場税務課固定資産税係にご提出ください。

〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内 1392 番地

※受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（土・日・祝日、12 月 30、31 日及び 1 月 2、3 日を除く）

※郵送でも提出することができます。

申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。（切手を貼り付けた返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。）

7. **申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合**

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条及び砦部町税条例第 75 条の規定により、10 万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

8. **実地調査のお願い**

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第 354 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は、現年度だけでなく 5 年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期と異なり、納期は 1 回となります。そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

9. **国税資料等の閲覧について**

地方税法第 353 条、第 354 条の 2 の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いいたします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

10. 非課税及び課税標準の特例について

(1) 非課税となる資産

地方税法第 348 条の規定に該当する償却資産については、固定資産税が課税されません。

(2) 課税標準の特例が適用される資産の例示（固定資産税が軽減されます。）

固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申請書とともに添付書類を提出してください。

特例対象資産	根拠規定		特例率	添付書類
	条	項号		
汚水又は廃液の処理施設	地方税法附則第 15 条	第 2 項第 1 号	1 / 2	特定施設設置（使用、変更）届出書の写し
下水道除害施設		第 2 項第 5 号	3 / 4	除害施設新設等届出書の写し
太陽光発電設備 （10kW 以上 1,000kW 未満）		第 25 項 第 1 号イ	3 年間 2 / 3	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し
太陽光発電設備 （1,000kW 以上）		第 25 項 第 3 号イ	3 年間 3 / 4	
生産性向上設備 令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日 までに取得 ※賃上げ表明なしの場合		第 44 項	3 年間 1 / 2	① 認定経営革新等支援機関への事前確認書の写し ② 認定経営革新等支援機関発行の投資計画に関する確認書の写し ③ 町への認定申請書の写し ④ 町発行の認定書の写し
生産性向上設備 令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 31 日 までに取得 ※賃上げ表明ありの場合			5 年間 1 / 3	・上記①～④ ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し
生産性向上設備 令和 6 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日 までに取得 ※賃上げ表明ありの場合			4 年間 1 / 3	・上記①～④ ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し
生産性向上設備 令和 5 年 3 月 31 日 までに取得	旧地方税法 附則第 64 条		3 年間 0	・上記③～④ ・工業会等による先端設備に係る仕様等証明書の写し

特例対象資産	根拠規定		特例率	添付書類
	条	項号		
生産性向上設備 令和7年4月1日 ～令和9年3月31 日までに取得 ※1.5%以上の賃上 げ表明ありの場合	地方税法附 則第15条	第43項	3年間 1／2	・上記①～④ ・従業員へ賃上げ方針を表明 したことを証する書面の写し
生産性向上設備 令和7年4月1日 ～令和9年3月31 日までに取得 ※3%以上の賃上げ 表明ありの場合			5年間 1／4	・上記①～④ ・従業員へ賃上げ方針を表明 したことを証する書面の写し

11. 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

◆建物附属設備の家屋と償却資産の区分（次ページの区分表を参照してください。）

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

▲償却資産とするもの

- ・単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格の強いもの

▲家屋とするもの

- ・家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

◆特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、污水处理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や污水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、

床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、地方税法第 343 条第 10 項及び砦部町税条例第 54 条第 8 項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。

(3) 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上・店舗造作等工一式	○			●
電気設備	受変電設備	設備一式		●		●
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		●		●
	中央監視設備	設備一式		●		●
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		●		●
		屋内設備一式	○			●
	電力引込設備	引込工事		●		●
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	電話設備	電話機、交換機等の機器		●		●
		配管・配線、端子盤等	○			●
	L A N 設備	設備一式		●		●
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		●		●
		配管・配線等	○			●
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機 (テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		●		●
		配管・配線等	○			●
	避雷設備	設備一式	○			●
	火災報知設備	設備一式	○			●
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			●
	給湯設備	局所式給湯設備 (電気温水器・湯沸かし器用)		●		●

		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		屋内の配管等	○			●
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			●
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		●		●
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			●
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		●		●
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			●
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	その他	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		●		●
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		●		●

12. 法人税・所得税との比較

固定資産税（償却資産）と国税では異なる点がありますので、ご注意ください。

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の期間	賦課期日（1月1日）	事業年度
減価償却の方法	定率法	定率法、定額法等の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。
増加償却	認められます。	認められます。 （法人税法・所得税法）
評価額の最低限度	取得価額の5％	備忘価額（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価	原則区分評価

13. 短縮耐用年数又は増加償却の一時償却

耐用年数の短縮又は増加償却の一時償却を適用している資産がある場合は、国税局長又は税務署長への承認通知書の写し又は届出書の写しを申告書に添付してください。これらの資産については、税務会計の取扱いに準じて評価額が算出されます。

Ⅲ 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1. 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

◎前年中に取得のもの

・取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

◎前年前に取得のもの

・前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

※以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

＜減価残存率表＞

（これは固定資産税に係る残存率表です）

区分 耐用 年数	減価残存率		区分 耐用 年数	減価残存率		区分 耐用 年数	減価残存率	
	前年中 取得の もの (1-r/2)	前年前 取得の もの (1-r)		前年中 取得の もの (1-r/2)	前年前 取得の もの (1-r)		前年中 取得の もの (1-r/2)	前年前 取得の もの (1-r)
—			21 年	0.948	0.896	41 年	0.972	0.945
2 年	0.658	0.316	22 年	0.950	0.901	42 年	0.973	0.947
3 年	0.732	0.464	23 年	0.952	0.905	43 年	0.974	0.948
4 年	0.781	0.562	24 年	0.954	0.908	44 年	0.974	0.949
5 年	0.815	0.631	25 年	0.956	0.912	45 年	0.975	0.950
6 年	0.840	0.681	26 年	0.957	0.915	46 年	0.975	0.951
7 年	0.860	0.720	27 年	0.959	0.918	47 年	0.976	0.952
8 年	0.875	0.750	28 年	0.960	0.921	48 年	0.976	0.953
9 年	0.887	0.774	29 年	0.962	0.924	49 年	0.977	0.954
10 年	0.897	0.794	30 年	0.963	0.926	50 年	0.977	0.955
11 年	0.905	0.811	31 年	0.964	0.928	51 年	0.978	0.956
12 年	0.912	0.825	32 年	0.965	0.931	52 年	0.978	0.957
13 年	0.919	0.838	33 年	0.966	0.933	53 年	0.978	0.957
14 年	0.924	0.848	34 年	0.967	0.934	54 年	0.979	0.958
15 年	0.929	0.858	35 年	0.968	0.936	55 年	0.979	0.959
16 年	0.933	0.866	36 年	0.969	0.938	56 年	0.980	0.960
17 年	0.936	0.873	37 年	0.970	0.940	57 年	0.980	0.960
18 年	0.940	0.880	38 年	0.970	0.941	58 年	0.980	0.961
19 年	0.943	0.886	39 年	0.971	0.943	59 年	0.981	0.962
20 年	0.945	0.891	40 年	0.972	0.944	60 年	0.981	0.962

※「r」とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

【例】取得価額 250,000 円、取得時期令和 7 年 2 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合
(耐用年数 4 年、前年中の取得のものの減価残存率 : 0.781)
(耐用年数 4 年、前年前の取得のものの減価残存率 : 0.562)

- ・ 令和 8 年度 = $250,000 \text{ 円} \times 0.781 = 195,250 \text{ 円}$
- ・ 令和 9 年度 = $195,250 \text{ 円} \times 0.562 = 109,730 \text{ 円}$
- ・ 令和 10 年度 = $109,730 \text{ 円} \times 0.562 = 61,668 \text{ 円}$
- ・ 令和 11 年度 = $61,668 \text{ 円} \times 0.562 = 34,657 \text{ 円}$
- ・ 令和 12 年度 = $34,657 \text{ 円} \times 0.562 = 19,477 \text{ 円}$
- ・ 令和 13 年度 = $19,477 \text{ 円} \times 0.562 = 10,946 \text{ 円} < 12,500 \text{ 円}$

※令和 13 年度で算出額が取得価額の 5 % (12,500 円) より小さくなりますので、以降 12,500 円で評価されます。

2. 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、3 月 31 日までに町長が価格（評価額）を決定します。

3. 税額の計算方法

$$\bullet \quad \text{税 額} = \frac{\text{※課税標準額}}{(100 \text{ 円未満切捨て})} \times \text{税率 (1.4\%)} \quad (1,000 \text{ 円未満切捨て})$$

※課税標準額とは町内に所在する資産の価格の合計です。(1,000 円未満切捨て)

【例えば】

〇〇市と▲▲町に償却資産をお持ちの A 社の場合

〇〇市所在の償却資産の合計の課税標準額が 1,457,000 円⇒課税されません。

▲▲町所在の償却資産の合計の課税標準額が 1,689,000 円⇒課税されます。

◎免税点：償却資産の課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されません。

※ただし、150 万円未満の場合でも申告は必要です。

4. 納 期

年税額は 4 回の納期（4 月、7 月、12 月、翌年の 2 月）に分けて納めていただくことになります。